

衆院定数削減等関連法案の衆院強行採決に抗議する声明

8月28日、民主党は、衆議院本会議において、野党各党が欠席する中、衆議院の定数を現行の480議席（小選挙区300、比例代表180）から435議席（小選挙区295、比例代表40）とし、小選挙区を5議席、比例代表を40議席削減し、比例代表140のうち105議席を並立制、35議席を連用制にする法案を強行採決した。これは、民意が反映する選挙制度の実現を求める多くの議員や国民の声を完全に無視するものである。

この間、衆議院では選挙制度改革をめぐる各党協議会が続けられ、その中で、小選挙区制の弊害を指摘する声が相次ぎ、民主党を除く全ての政党が抜本的な選挙制度改革を要求していた。また、多くの民主党議員を含む超党派の「選挙制度の抜本改革をめざす議員連盟」（中選挙区制議連）が発足し、小選挙区制廃止と選挙制度の抜本的改革に向けての検討・模索が続けられていた。

民主党は、こうした経過を無視して、6月18日「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」を衆議院に単独で提出し、6月26日には野党の反対にもかかわらず、政治倫理・公職選挙法改正特別委員会（倫選特）への法案付託した。

しかも、倫選特の赤松広隆委員長（民主）は、8月21日の倫選特の理事懇談会で、8月22日に民主党案の提案理由説明を行うことを職権で決め、翌22日には、倫選特の開催し、野党欠席の中で民主党案の説明を行い、23日に法案を審理、27日の倫選特において、やはり民主党単独の出席・賛成で同法案を可決した。そして本日28日に衆院で、民主党単独で採決した。民主党は、国民主権を実現する重要な選挙制度の問題について、全ての手続きを単独ですすめ、まともな審議をまったく行わないまま多数の力を頼んで強行採決したのであり、議会制民主主義を蹂躪する暴挙というほかない。

同法案は、民主党が、消費税増税法案の採決に伴う党内の分裂騒動ともからみ「比例40削減」を「身を切る」と称して強行したものである。しかし、比例40議席削減によって切られるのは国民の声である。民主党案では、比例定数を大幅に削減することで第一党が4割の得票で7割の議席獲得が可能となる小選挙区の比重がさらに増大し、民意がいっそう歪曲される。また、連用制の導入は、中小政党の議席を多少増加させるものの、到底得票率に見合ったものではなく、民意の歪曲は抜本的に解消されない。その上、連用制は、小選挙区で得票率が高い政党に対する比例区での投票価値を低下させる点で憲法違反のおそれがあり、真に民意の反映を図る制度とは言い難い。さらに、小選挙区の「0増5減」は、最高裁が違憲とした「一人別枠方式」を根本的に解決せず、定数格差の是正も小手先のものである。しかも、同法案は、新政党の参入要件として28人以上の候補者の擁立を求め、議席獲得に1%以上の得票を求めるいわゆる阻止条項を盛り込むなど、小政党を排除するものとなっている。同法案は、民意の反映を求める国民の声に逆行するものにほかない。

「身を切る」のであれば、年間320億円にも及ぶ政党助成金こそ削るべきである。

自由法曹団は、議会制民主主義を踏みにじる暴挙である同法案の衆議院強行採決に怒りを込めて抗議し、参議院での可決・成立を阻止するために、全力でたたかうものである。

2012年8月28日

自由法曹団
団 長 篠 原 義 仁